

(別 紙)

全ての子供たちが安心して医療が受けられるように国による子供医療費無料制度の創設を求める意見書（案）

この間、地域住民・医療関係者などの強い要望と取り組みで、自治体による子供医療費助成は拡充が進んでいる。

一方で、自治体が実施する子供医療費助成制度は、対象年齢、所得制限・一部負担の有無、「現物給付」と「償還払い」の違いなど、自治体間で大きな格差がある。

また、国は小学生以上の医療費助成を「現物給付」で実施する市町村の国民健康保険については、国庫負担を減額するペナルティを課している。

「現物給付」で子供医療費助成を実施している市町村では、財政運営上の大きな支障となり、「償還払い」の市町村では、受診抑制が発生している。

この間、一部マスコミで、自治体による子供医療費助成制度の広がりや、「過剰」な受診を招くといった誤った報道がされている。こうした報道には、現在の貧困と格差拡大の中で、必要な医療が受けられない子供がいるという認識・現状把握がまったく欠けている。

全国保険医団体連合会が行った「全国学校健診後治療調査」では、学校健診で「医療機関への受診が必要」と診断されたにもかかわらず、未受診となっている子供たちが、眼科・耳鼻科・内科で約半数に上り、視力検査・歯科では6割近くあった。未受診の大きな理由の一つとして、経済的な事情がある。子供医療費助成制度などをより充実させ、経済的理由による受診抑制をなくすことが緊急に求められている。

子供は、病気にかかりやすく抵抗力が弱いため、重症化することも多く、病気の早期発見・早期治療を支える環境をつくることが非常に大切である。子供の医療費の心配をなくすことは、大きな子育て支援にもなる。2018年12月には、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する」ことを目的とした成育基本法が全会一致で成立した。この法律の趣旨を生かし、実効あるものとするためにも、国による子供医療費無料制度創設は重要である。

全ての子供たちに、健康に暮らす権利を保障するために、下記事項の実現を要望する。

記

- 1 中学卒業までを目指し、当面、就学前までの国による医療費無料制度を早期に創設すること。
- 2 子供医療費を現物給付で助成した市町村への国民健康保険（国保）国庫補助金の削減（ペナルティ）を完全に廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日
高松市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} 宛